

農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から原則として
農地バンク（※1）による貸借に変わります！

〔 現 行 〕

- ・ 農地バンクによる農地の貸借



- ・ 市町村が実施する利用権設定等促進事業による農地の貸借

- ・ 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けた農地の貸借



一本化

〔 令和7年4月以降 又は
地域計画が策定された区域【注】 〕

- ・ 目標地図（※2）の実現に向けた農地バンクによる農地の貸借



【注】 地域計画の区域外の農地について、農地バンクは、農業委員会の要請等を受けて貸借ができます。

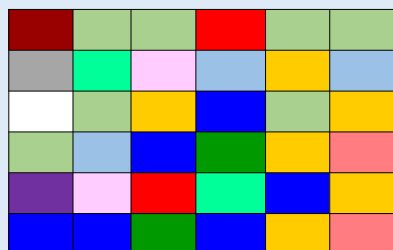
- ・ 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けた農地の貸借



※1 農地バンク：農地中間管理機構のこと。農地中間管理事業による農地の貸借を実施。
神奈川県では公益社団法人神奈川県農業会議が知事の指定を受けている。

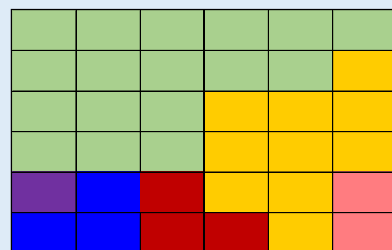
※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、誰が耕作するのかを示した地図
随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農地バンク

農業者ごとにまとめて
使いやすく！



市町村が作成する農用地利用集積計画は、令和7年4月に**農地バンクの農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画）に一本化^(※1)されます**。なお、令和7年3月までは経過措置^(※2)として、農用地利用集積計画も利用可能です。

※1 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能。

※2 地域計画を策定する場合は、地域計画の策定日の前日まで。

農地バンク活用には ＼各種メリットがあります！／



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- 経営規模の拡大や集約化ができる
- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。
☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>



農地バンク/農地中間管理機構

検索

ご相談は**市町村・農業委員会**
または**農地バンク**まで！



相談



連絡

市町村
農業委員会
農地バンク

〈権利設定のイメージ〉



お問い合わせ先

公益社団法人神奈川県農業会議 農地部 TEL : 045-651-1703